

令和8年3月3日

令和8年網走市議会第1回定例会 議案

令和8年網走市議会第1回定例会議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和8年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和8年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和8年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和8年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和8年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和8年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和8年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和8年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和8年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和8年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第13号	網走市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	
14	議案第14号	令和7年度網走市一般会計補正予算	
15	議案第15号	令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和7年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
17	議案第17号	令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算	
18	議案第18号	令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算	
19	議案第19号	令和7年度網走市水道事業会計補正予算	
20	議案第20号	令和7年度網走市簡易水道事業会計補正予算	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	令和7年度網走市下水道事業会計補正予算
22	議案第22号	網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について
23	議案第23号	網走市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
24	議案第24号	網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
25	議案第25号	国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について
26	報告第1号	令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について



## 議案第11号

### 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水谷 洋 一

#### 網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号

ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの  
ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案第12号

### 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水谷 洋 一

#### 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条の2を次のように改める。

第14条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第14条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（以下、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条第1項第1号中「55」を「58」に改め、同項第2号中「30」を「27」に改める。

第18条の6中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第18条の6の2第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の6の6第1項第1号中「55」を「58」に改め、同項第2号中「30」を「27」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第18条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の11第1項第1号中「59」を「63」に改め、同項第2号中「29」を「24」に改め、同項第3号中「12」を「13」に改める。

第18条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合)は、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第27条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第18条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第18条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援金賦課額の保険料率)

第18条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割法第82条の3第1項及び第3項の規定により北海道が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第21条第1項中「第18条の6の3」の次に「若しくは第18条の14」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、「額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を、「第3項」の次に「又は第4項」を加え、「第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第22条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「第6項」を「第7項又は第8項」に、「又は第4項」を「から第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「第7項又は第8項」を「第8項から第10項まで」に改め、「額」の次に「若しくは第22条の5第1項に定める額」を加え、同条第2項中「若しくは第18条の6の3の額若しくは第18条の8の額」を「、第18条の6の3、第18条の8若しくは第18条の14の額」に改め、「額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第22条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の5第1項に定める額」に改める。

第22条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項及び第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数

が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 7 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第18条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第22条の2中「及び」を「、第18条の6の4、第18条の9及び第18条の15並びに」に改め、「前条第1項」の次に「(同条第3項又第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第6項」を加える。

第22条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」と、」の次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条」とあるのは「第18条の16」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の16第3項」と読み替えるものとする。

第22条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第6項各号」と、「第18条」とあるのは「第18条の16」と、第6項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の16第3項」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号」を「国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10の2」を「国民健康保険法施行規則第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第6項」を「第7項」に、「第5項」を「第6項」に改め、「660,000円」を「670,000円」に改め、「170,000円」と」の次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」と」の次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の16」と読み替えるものとする。

第22条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第18条の14」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第6項各号」と、第7項中「第18条」とあるのは「第18条の16」と読み替えるものとする。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第6項、第22条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
- 2 第18条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第14条の2、第18条、第18条の6、第18条の6の6、第18条の11、第18条の13から第18条の17まで及び第21条から第22条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



## 議案第13号

### 網走市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 制定について

網走市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を  
次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(運営)

第3条 網走市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年11月13日内閣府令第95号)に定める基準の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案第 14 号

### 令和 7 年度網走市一般会計補正予算

令和 7 年度網走市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,046,341 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,420,385 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,987,946	474,903	7,462,849
	1.地方交付税	6,987,946	474,903	7,462,849
14.分担金及び負担金		197,660	11,349	209,009
	2.負担金	97,297	11,349	108,646
15.使用料及び手数料		738,059	11,324	749,383
	1.使用料	589,238	11,324	600,562
16.国庫支出金		4,159,977	50,748	4,210,725
	1.国庫負担金	2,329,382	37,830	2,367,212
	2.国庫補助金	1,819,828	12,918	1,832,746
17.道支出金		1,866,429	20,285	1,886,714
	2.道補助金	842,434	20,285	862,719
19.寄附金		2,201,200	510,601	2,711,801
	1.寄附金	2,201,200	510,601	2,711,801
20.繰入金		2,635,749	△31,269	2,604,480
	1.基金繰入金	2,590,172	△31,269	2,558,903
23.市債		3,844,100	△1,600	3,842,500
	1.市債	3,844,100	△1,600	3,842,500
歳入合計		30,374,044	1,046,341	31,420,385

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,178,388	492,633	3,671,021
	1. 総務管理費	2,796,456	488,310	3,284,766
	3. 戸籍住民基本台帳費	111,751	4,323	116,074
3. 民生費		7,447,808	52,625	7,500,433
	1. 社会福祉費	3,801,824	990	3,802,814
	4. 生活保護費	1,010,213	51,635	1,061,848
7. 商工費		3,347,588	210,446	3,558,034
	1. 商工費	2,857,588	245,408	3,102,996
	2. 観光費	490,000	△34,962	455,038
8. 土木費		5,455,583	232,200	5,687,783
	1. 道路橋梁河川費	2,312,757	230,000	2,542,757
	2. 港湾費	428,722	△54,000	374,722
	4. 住宅費	1,887,902	56,200	1,944,102
10. 教育費		2,836,836	58,437	2,895,273
	1. 教育総務費	475,719	1,900	477,619
	4. 社会教育費	605,368	22,700	628,068
	5. 保健体育費	829,527	33,837	863,364
歳出合計		30,374,044	1,046,341	31,420,385

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額 (千円)
総務費	総務管理費	避難所環境整備事業	10,000
総務費	戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務システム改修事業	4,323
民生費	生活保護費	生活保護追加給付事業	20,346
衛生費	保健衛生費	水道事業会計出資金	49,700
商工費	商工費	地場産品生産性向上設備 整備事業補助金	92,570
土木費	住宅費	市営住宅解体事業	51,200

### 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和8年度	1,699,648
各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約	令和8年度	81,566
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和8年度	契約による金額

(廃止)

事 項	期 間	限度額 (千円)
道路・橋梁基本計画策定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	11,500
中間処理施設整備地質調査業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	19,000

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 94,100	証書借入又は証券発行	% 10.0	40年以内 (内据置25年以内)の元 金均等又は元 金均等償還。	千円 94,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	172,300	(借入先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	172,300	
児童福祉事業債	5,100	財政融資資金			5,100	
環境衛生事業債	45,400	地方公共団体 金融機構			45,400	
保健衛生事業債	125,000				125,000	
農業債	33,400	北海道			33,400	
水産業債	10,600	都市職員 共済組合			10,600	
漁港債	2,200				2,200	
道路橋梁事業債	1,054,200	地方職員 共済組合			1,054,200	
<b>港湾事業債</b>	<b>232,500</b>	北海道市町村 振興協会			<b>200,100</b>	
河川整備事業債	100,000				100,000	
公園整備事業債	180,900	北海道市町村 備荒資金組合			180,900	
<b>公営住宅事業債</b>	<b>1,090,700</b>	そ の 他 銀行等引受資金			<b>1,118,800</b>	
学校教育事業債	202,800				202,800	
社会教育事業債	148,700				148,700	
学校給食事業債	5,800				5,800	
借換債	300,000				300,000	
<b>文教施設災害復旧債</b>	<b>40,400</b>				<b>43,100</b>	
計	<b>3,844,100</b>				<b>3,842,500</b>	

※今回補正は太字で表示。

議案第 15 号

令和 7 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 7 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

## 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準 システム保守委託契約	令和8年度	1,426
健康診査等各種委託契約	令和8年度	39,193

議案第 16 号

令和 7 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 7 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和8年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和8年度	220
船舶給水業務委託契約	令和8年度	100

## 議案第 17 号

### 令和 7 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 7 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,980 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,895,009 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		836,479	990	837,469
	2.国庫補助金	244,459	990	245,449
8.繰入金		748,097	990	749,087
	1.他会計繰入金	594,373	990	595,363
歳入合計		3,893,029	1,980	3,895,009

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		103,745	1,980	105,725
	1.総務管理費	63,993	1,980	65,973
歳出合計		3,893,029	1,980	3,895,009

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
要介護認定訪問調査委託契約	令和 8 年度	4,950
ぴったりサービス保守点検契約	令和 8 年度	621
高齢者世話付住宅生活援助員委託契約	令和 8 年度	5,586
地域包括支援センター運営委託契約	令和 8 年度	59,510



議案第 18 号

令和 7 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 17,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 739,956 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料		519,664	17,000	536,664
	1.後期高齢者医療保険料	519,664	17,000	536,664
歳入合計		722,956	17,000	739,956

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合 納付金		681,050	17,000	698,050
	1.後期高齢者医療広域連合 納付金	681,050	17,000	698,050
歳出合計		722,956	17,000	739,956

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
脳ドック委託契約	令和8年度	2,098
健康診査等各種委託契約	令和8年度	8,100



## 議案第 19 号

### 令和 7 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度網走市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 7 年度網走市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険等加入契約	令和 8 年度	5 2 3 千円
電算処理システム保守契約	令和 8 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 8 年度	3 4 1 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 8 年度	9, 5 7 4 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧支第 194 号)	令和 8 年度	3 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 192 号 外 10 件)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1 0 5 千円

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一



議案第 20 号

令和 7 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 8 年度	5 7 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 8 年度	2 8 2 千円
土地賃貸借契約 (北見広域森林組合)	令和 8 年度	1 1 千円

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一



議案第 21 号

令和 7 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 7 年度網走市下水道事業会計予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下水道賠償責任保険加入契約	令和 8 年度	1 8 3 千円
土地賃貸借契約 (JR 標工所第 228 号 外 1 件)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	4 2 千円

令和 8 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一



## 議案第22号

### 網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例 制定について

網走市職員の任免および服務に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例

網走市職員の任免及び服務に関する条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第6条第3項中「1時間」を「15分」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案第23号

### 網走市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例 制定について

網走市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

#### 網走市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

網走市こども発達支援センター条例（昭和61年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「網走市北11条東1丁目10番地の1」を「網走市北3条西4丁目1番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案第24号

### 網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

網走市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水谷 洋一

#### 網走市行政手続条例の一部を改正する条例

網走市行政手続条例（平成15年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条中「第28条」と、「」の次に「同条第4項中」を加え、「同項」を「第1項」に、「同条第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議案第25号

国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について

地方自治法第252条の6の規定により、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約を次のとおり変更する。

令和8年3月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を変更する規約

国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約（平成18年10月1日制定）の一部を次のように変更する。

第17条第3項中「半期に区分し、毎半期の始め10日以内」を「請求日から起算して30日以内」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。



## 報告第1号

令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告に  
ついて

令和7年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出

網走市長 水 谷 洋 一

# 専 決 処 分 書

衆議院議員選挙費に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和7年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

網走市長 水 谷 洋 一

## 令和7年度網走市一般会計補正予算

令和7年度網走市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,374,044千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17.道 支出 金		1,834,206	32,223	1,866,429
	3.道 委託 金	112,430	32,223	144,653
歳入 合計		30,341,821	32,223	30,374,044

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総 務 費		3,146,165	32,223	3,178,388
	4.選 挙 費	43,015	32,223	75,238
歳出 合計		30,341,821	32,223	30,374,044